議案第4号

北九州市文化財保護審議会への諮問に関する陳情書について 令和6年5月23日提出

北九州市教育委員会 教育長 田島 裕美

提案理由 北九州市教育委員会会議規則第14条第1項に基づき提出された陳 情書について、この議案を提出する。

陳 情 書

令和6年5月2日

北九州市教育委員会 教育長 田島裕美 様

陳情者 氏名

初代門司駅遺構の調査について、北九州市教育委員会会議規則第14条第1項の規定に基づき、下記のとおり陳情します。あわせて、同条第2項の規定に基づきこの陳情について事情を述べる機会を許可くださるよう申請します。事情を述べる時間は、10分以上でお願いします。

記

1 陳情項目

初代門司駅鉄道遺構の試掘および発掘調査の実施計画について、教育委員会は北九州 市文化財保護審議会に諮問をすること。

2 陳情の理由・経緯等

陳情の経緯は以下です。

2024年4月18日開催の北九州市議会建設建築委員会で、初代門司駅遺構の追加発掘調査範囲を決めるための試掘を行う旨の報告が都市戦略局からなされたとのことです。建設建築委員会では、複数委員より、試掘計画は文化財保護審議委員会に諮問し意見を聞いたうえで計画すべきとの意見が出されたと新聞報道されています。

試掘は文化財保護事務であり、教育委員会が実施責任者です。しかし、教育委員会を 所管する同議会教育文化委員会に対しては何の報告もなかったと聞いております。また、 このことに対し、教育文化委員会委員長及び副委員長名で抗議がなされたとのことです。

2024年4月22日に、初代門司駅遺構の過去の試掘結果及び同遺跡の範囲内で行われた JR 九州の工事(以下「JR 工事」)に伴う立会調査結果が都市ブランド創造局文化企画課より村上さと子北九州市議会議員の行政事務照会に応じて開示されました。開示資料を添付します。

過去の試掘とは、門司港地域複合公共施設の敷地に埋蔵文化財があるかどうかを確認するために、2023年3月、4月、7月に行われた調査です。試掘というのは、遺跡がどこまで広がっているかを確認するための試し掘りのことです。

JR 工事に伴う立会調査とは、複合公共施設建設予定地に隣接した土地で、JR 九州が給排水管設置工事を行った際に文化企画課が実施したものです。立会調査とは、対象地域が狭小で通常の発掘調査が実施できない場合に実施するものです。やむを得ない場合には、発掘調査のように精密な記録をとることをしません。しかしこの場合でも、遺構が検出された場合には発掘調査に切り替えるべきとされています。JR 工事の際に、文化企画課は掘削場所に遺構が存在する可能性を認識しながら、発掘調査を実施せず、立会調査としました。文化庁ガイドライン(「埋蔵文化財の保護と発掘調査の円滑化等について」平成10年通知)によれば、遺構が存在する場所で工事を行う場合は、精密な記録を作成する発掘調査をしなければならないとしています。

先述の村上さと子議員に開示された資料についての評価を得るべく、村上さと子議員は、陳倩者を含む外部の考古学研究者及び北九州市文化財保護審議委員に意見照会をされました。専門家から村上さと子議員に提出された意見一式を添付します。

要約すると、過去の試掘については考古学・建築・歴史学の専門家6名が適切でない、 JR 工事の立会調査については5名が実施方法と文化企画課職員による評価は不適切・ 不十分であると指摘しています。また、文化庁がガイドラインで示している基本原則に 違反しているとも指摘しています。2024年4月25日の西日本新聞報道においても、同 志社大学水ノ江和同教授(考古学)が同様に不適切性を指摘しています。JR 工事に伴う 立会調査では、重要な遺構である機関車庫が破壊されました。破壊された遺構は、国の 史跡にも相当すると日本イコモスが評価しています。これら試掘・立会調査は全て教育 委員会の名で実施されており、責任は教育委員会を構成する教育委員お一人お一人にあ ります。

そのような中、2024年4月26日、文化企画課が初代門司駅遺構の新たな試掘を始めました。これは、先の北九州市議会2月議会で、議会が複合公共施設建設予定地の更なる発掘調査を求めたことに応じ、市が追加の発掘調査の範囲を決めるために計画実施されました。しかし、文化企画課による試掘計画には、以下の大きな問題があります。

- ① 今回の試掘は、明治の初代門司駅遺構のみを対象として計画されています。明治より前の近世や中世、古代、明治の後の大正・昭和期は除外されています。しかし、これらも地域の大切な歴史であり、文化財として扱うのが適切です。文化庁のガイドラインでも、地域において特に重要な遺跡は、埋蔵文化財として扱い、発掘調査の対象とすべきとしています。
- ② 今回の試掘は、過去に行われた試掘結果に基づき計画されています。上述の過去の試掘で遺構がないと文化企画課が判断した範囲は、今回そもそも試掘調査の対象としていません。しかし、添付資料の通り、5名の専門家が、文化企画課が遺構なしとした範囲には遺構遺物がある、と評価しています。つまり、事業予定地の全ての範囲に遺構遺物があるということです。埋蔵文化財がある場所に複合公共施設を建設する場合、埋蔵文化財を破壊することになります。また仮に破壊しなくとも、埋蔵文化財を長期間にわたって見ることができなくなります。これらの場合、開発者は記録保存のための発掘調査をする義務があると、上記の「平成10年通知」はしています。つまり今回の場合は、開発者である市が、事業予定地全体を発掘調査する必要があるということです。

文化企画課のこれまでの埋蔵文化財に対する姿勢には重大な問題があることが明ら、かになった今、文化企画課に今後の試掘・発掘調査の計画の全てを任せることは残念ながらできません。外部専門家を入れ、意見を聞き、計画に入ってもらうことが必要です。北九州市には、中立な外部専門家組織として条例で設置された北九州市文化財保護審議委員会があります。極めて遺憾なことに、先行の試掘は既に終わってしまいました。しかし、今後の発掘調査計画策定は、教育委員会が文化財保護審議委員会に諮問をすることができます。したがって、門司港地域複合公共施設事業予定地における今後の発掘調査計画策定に関し、教育委員会は文化財保護審議委員会に対して諮問し意見答申を得ることを求めます。

最後に繰り返しますが、文化財保護事務の責任は、文化財保護事務を所管する教育委員会を構成する教育委員一人一人にあります。今回の試掘・発掘調査で再び不適切なことがなされた場合、その責任は教育委員各自にあると指摘せざるを得ません。

本件は既に全国の文化財関係者、歴史愛好家、鉄道愛好家の間で大きな話題となっており、全国的な注目を集めています。北九州市の文化財保護行政をつかさどる教育委員の重大な責務を自覚し、果たしていただくよう陳情いたします。

3 連絡先